

岡山県農業近代化資金制度運営要綱

農 林 部 長 通 知

制 定 昭和50年8月20日付け農経第559号

最終改正 令和7年4月1日付け組 第54号

第1 趣旨

岡山県における農業近代化資金の融通については、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知。以下「近代化資金ガイドライン」という。）、岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱（平成14年10月1日付け組第310号農林水産部長通知。以下「資金基本要綱」という。）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及び岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和41年12月15日付け農経第1762号農林部長通知。以下「交付要綱」という。）よるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 農業近代化資金の内容

地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を生かした経営改善が着実に行われることを目指して、農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付条件は以下を基準とする。

1 資金の種類

- (1) 法第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「国ガイドライン資金」という。）
- (2) 農業の近代化に資するため、知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「県知事特認資金」という。）

2 貸付対象者

県が利子補給を行う近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、経営意欲と能力がある農業を営む者で単なる生産者ではない経営者等であって、次に掲げる者で県徴収金を滞納していない者とする。

ただし、岡山県暴力団排除条例（平成22年12月21日条例第57号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員等、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものを除く。

(1) 国ガイドライン資金

ア 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

(ア) 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

- a 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
- b aの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
- (イ) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）
- (ウ) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）
- (エ) 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のa、b及びdに掲げる要件を満たす者を含む。）
 - a 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。
 - b 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
 - c 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
 - d 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (オ) 原則として5年以内に、(ア)のaとなる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）
- (カ) (ア)のa、(イ)、(ウ)及び(エ)の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限

る。)

(キ) 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

a 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

(a) 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

① 事項

- ・団体の目的
- ・団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ・構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ・会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

② 基準

- ・代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ・農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ・団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ・構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ・会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

(b) 一元的に経理を行っていること

(c) 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

(d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること

(e) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

b 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

(ク) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、(ア)

のa及び(イ)から(カ)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、

(キ)のaの(a)に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

イ 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

(ア) 法令違反や不祥事がないこと。

(イ) 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう）による監査で重大な指

摘を受けていないこと。

- (ウ) 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- (エ) 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- (オ) 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- (カ) 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
- (キ) 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

ウ 農業協同組合連合会であって、イの(ア)から(キ)までに掲げる要件を全て満たすもの

エ 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの

- (ア) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）
- (イ) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (ウ) 土地改良区及び土地改良区連合
- (エ) たばこ耕作組合
- (オ) 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (カ) 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (キ) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有

し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

(ク) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの。

(ケ) 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（アの(キ)及び(ク)に該当するものを除く。）

a 事項

(a) 団体の目的

(b) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

(c) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(d) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b 基準

(a) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(b) 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

(c) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(d) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかにしていること。

(e) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

(2) 県知事特認資金

ア 認定農業者

イ 認定新規就農者

3 融資機関

近代化資金の融資機関は、次に掲げるもののうち岡山県と近代化資金利子補給契約を締結しているものとする。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(2) 農林中央金庫

- (3) 銀行
- (4) 株式会社商工組合中央金庫
- (5) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (6) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う協同組合連合会

4 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 国ガイドライン資金

ア 2の(1)のアに掲げる者に対する貸付け

- (ア) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（観光農園、農家民宿その他の観光農業施設を含む。）の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。

(イ) 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(ウ) 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

(エ) 小土地改良資金

事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。）

(オ) 長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（cからeまで及びgに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、fに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限る、hに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地区に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

- a 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- b 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設に

ついて賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

- c 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- d 品種の転換を行うのに必要な資金
- e 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- f 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- g 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
- h a から g までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(カ) 大臣特認資金

- a 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、2の(1)のアに掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

- b 次の(a)又は(b)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

(a) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

- ① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。
- ② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安

定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のために新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設）をするとき。

(b) (a)の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

c 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

イ 2の(1)のイからエまでに掲げる者に対する貸付け

(ア) アの(ア)から(エ)まで及び(カ)のcに掲げる資金

(イ) 農村環境整備資金

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

(2) 県知事特認資金

ア 2の(2)のア及びイに掲げる者に対する貸付け

(ア) 農地取得資金

農地法第2条に規定された農地又は採草放牧地に供される土地及びこれらに附帯する土地（以下「農地等」という。）の取得に要する資金。

5 貸付限度額

近代化資金の貸付金の限度額は、次のとおりとする。

(1) 国ガイドライン資金

ア 貸付金の限度額は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、次の(ア)から(オ)までに掲げる額又は対象施設設備の改良、造成若しくは取得等に要する経費の原則として8割以内のいずれか低い額とする。

(ア) 2の(1)のアの(ア)のa、(イ)及び(エ)までに掲げるもののうち農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社、その他農業者の組織する法人並びに

2の(1)のアの(キ)のa及び(ク)に掲げる農業を営む任意団体にあつては2億円

(イ) (ア)に掲げる者以外の農業者にあつては、その者の農業経営の規模に応じて、次の表の定めるところによる。

区 分 経営 部門	貸付金限度額5,000万円を 適用できる経営規模	貸付金限度額1億円を 適用できる経営規模
酪 農	常 時 15頭以上	常 時 30頭以上
肉 用 牛	常 時 15頭以上	常 時 30頭以上
養豚(肥育)	常 時 120頭以上	常 時 250頭以上
養豚(繁殖)	常 時 25頭以上	常 時 40頭以上
養鶏(採卵)	常時成鶏 3,000羽以上	常時成鶏 1万羽以上
養鶏(採肉)	常 時 5,000羽以上	常 時 2万羽以上
果 樹	樹園地面積 1ha以上	樹園地面積 1.5ha以上
施 設 園 芸	施設実面積 10a以上	施設実面積 20a以上
そ の 他	知事が特に必要と認めたもの	知事が特に必要と認めたもの

注) この表における経営規模は、経営改善資金計画作成時点における既存規模とする。

(ウ) 2の(1)のアの(カ)に掲げる農業参入法人にあつては、1億5,000万円

(エ) 2の(1)のアに掲げる者で上記(ア)から(ウ)以外の者にあつては、1,800万円

(オ) 2の(1)のイからエまでに掲げるものにあつては、15億円(特別の理由がある場合において、知事が承認したときは、その承認した額)

(2) 県知事特認資金

ア 貸付金の限度額は、次の(ア)及び(イ)に掲げる額とする。

(ア) 認定農業者にあつては、1,800万円(法人にあつては3,600万円)

(イ) 認定新規就農者にあつては、1,500万円(法人にあつては3,000万円)

6 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限及び据置期間は、次のとおりとする。

(1) 国ガイドライン資金

ア 償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は、次の表に示す年数の範囲内で、国ガイドライン資金の融資を希望する者(以下「借入希望者」という。)の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令132号)第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、次の表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年

間延長するものとする。（ただし、令和８年３月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農 者が認定就農 計画（基盤強 化法第14条の ５第２項に規 定する認定就 農計画をいう 。）に従って 同法第14条の ４第２項第３ 号の措置を行 う場合		農業協同組合 等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原 則		１５	７	１５	３	１７	５	１５	３
例 外	果樹等植栽育成資金 を含む場合	—	—	—	７	—	７	—	７
	農機具等のみの場合	７	２	７	２	１０	—	１０	２
	家畜購入育成資金 のみの場合	７	２	７	２	１０	—	７	２
	畜舎、果樹棚等を含む 場合	—	—	—	—	—	—	２０	—
	農村環境整備資金を 含む場合	—	—	—	—	—	—	２０	—
	小土地改良資金を 含む場合	—	—	—	—	１８	—	—	—

(注) １ 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。

２ 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。

３ 農業協同組合等とは、本要綱第２の２の(1)のイからエまでに掲げるものをいう。

イ 令第２条ただし書において、２以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合においてウの元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

ウ 償還方法は、分割償還とし、各年元本均等とする。ただし、元本均等とならない場合においては、その端数となった金額を最初の分割償還額に合算するものとし、第２回以降について元本均等償還とする。

エ 分割償還期日は、毎年６月20日又は12月20日のいずれかの日とする。

(2) 県知事特認資金

ア 償還期限及び据置期間は、次の表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

貸付対象者	認定農業者		認定新規就農者が認定就農計画に従って就農する場合	
	償還	据置	償還	据置
農地取得資金の場合	10	3	10	3

イ 償還方法は、(1)のウに準じるものとする。

ウ 分割償還期日は、(1)のエに準じるものとする。

7 貸付利率

貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

8 認定農業者等に係る貸付限度額の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な国ガイドライン資金を借り入れる場合(第2の4の(1)のアの(カ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。)においては、5の(1)のア中「8割以内」を「10割以内」と読み替えるものとする。

9 集落営農組織等に係る貸付限度額の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な国ガイドライン資金を借り入れるため、岡山県特別融資制度推進会議設置要領（平成15年1月15日付け組第508号農林水産部長通知）第2に基づき市町村に設置されている特別融資制度推進会議において、経営改善資金計画の認定を受けた場合(第2の4の(1)のアの(カ)のa及びbに掲げる資金を借り入れる場合を除く。)においては、5の(1)のア中に規定する「8割以内」を「10割以内」と読み替えるものとする。

なお、この貸付限度額の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

10 利子補給の措置等

(1) 利子補給契約の締結

近代化資金の貸付けを行おうとする融資機関は、交付要綱第3条の規定に基づき、あらかじめ知事と利子補給契約を締結するものとする。

(2) 利子補給率

利子補給の率は、交付要綱に定めるものとする。

(3) その他

認定農業者等が借り入れる国ガイドライン資金において、公益財団法人農林水産長期金融協会(昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいい、以下「長期金融協会」という。)が実施する利子助成については、利子助成事業実施要綱他に定めるところによる。

11 借入手続

近代化資金の借入手続は、次のとおりとする。

なお、国ガイドライン資金と併せて県単独資金を借り入れる場合においては、(1)のアの(ア)については借入手続を一本化できるものとする。

なお、(1)のアの(イ)から(カ)までの借入手続については、別々に取り扱うこととする。

(1) 国ガイドライン資金

ア 2の(1)のアに掲げる者の借入手続

2の(1)のアに掲げる者が国ガイドライン資金を借り入れる場合の借入申込手続については資金基本要綱第3に定めるもののほか、次によるものとする。

ただし、4の(1)のアの(カ)のa及びbに掲げる資金を借り入れる場合については、次のイの借入手続によるものとする。

(ア) 借入希望者は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書のほか、別に定める関係書類を添付し、資金基本要綱第3の3に規定する窓口機関に提出するものとする。

(イ) 国ガイドライン資金の融資を行う旨の通知を受けた融資機関は、借入希望者から借入申込書の提出を受け、交付要綱第4条に定める利子補給承認申請書（以下「利子補給承認申請書」という。）を作成し、借入希望者の県徴収金の滞納がないことを証する書類の正本（以下「完納証明書」という。）、岡山県暴力団排除条例（平成22年12月21日条例第57号）に係る誓約書（以下「誓約書」という。）の原本及び借入申込書の写し等を添えて、県民局長（5の(1)のアの(イ)のうち知事の承認が必要な場合にあつては、県民局長を経由して知事）に原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により提出するものとする。なお、完納証明書及び誓約書を電磁的記録により提出する場合、完納証明書の正本及び誓約書の原本は融資機関において借入申込書等と一緒に保管するものとする。

また、融資機関は、借入希望者が岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を希望する場合には、債務保証委託の申込を受け、債務保証委託申込取りまとめ書を作成するとともに、債務保証の委託申込に関する書類に意見を添えて基金協会へ原則として電磁的記録により提出するものとする。

(ウ) 県民局長（5の(1)のアの(イ)のうち知事の承認が必要な場合にあつては、知事）は、利子補給承認の適否の決定を行った場合には、直ちにその内容を融資機関、市町村及び基金協会（基金協会による機関保証を希望している場合に限る。以下同じ。）に原則として電磁的記録により通知するほか、別に定めるところにより知事に原則として電磁的記録により報告するものとする。

(エ) 基金協会は、融資機関から送付された書類に基づき内容を審査の上、債

務保証の諾否を決定し、債務保証書等を融資機関へ原則として電磁的記録により送付するものとする。

(オ) 融資機関は、(ウ)及び(エ)の決定に基づき、借入希望者に対して貸付けの実行を行った場合は、速やかにその旨を県民局長及び基金協会に原則として電磁的記録により報告するものとする。

(カ) 融資機関が、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、担い手が営農に際し必要とする500万円以下の小口融資について、無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（クイック融資）による融資審査の手続等については、別に定めるところによるものとする。

イ 2の(1)のイからエまでに掲げるものの借入手続

2の(1)のイからエまでに掲げるものが国ガイドライン資金を借り入れる場合の借入申込手続については、資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次によるものとする。

(ア) 借入希望者は、借入申込書を作成し、別に定める関係書類を添えて、融資機関に提出するとともに、基金協会による債務保証の希望がある場合には、債務保証委託の申込手続を行うものとする。

(イ) 融資機関は、借入希望者から提出された書類に基づき内容を審査の上、貸し付けることが適当と認められるものについては、利子補給承認申請書を作成し、これに別に定める借入申込書、完納証明書、誓約書及び添付書類（以下「借入申込書等」という。）の写しを添えて、当該融資機関が農林中央金庫の場合にあっては、知事に原則として電磁的記録により提出するとともに、借入希望者が主として農業経営を行う営農地の所在地を管轄する県民局長及び市町村（これにより難しい場合にあっては、関係者が協議を行い決定した県民局長及び市町村とする。以下同じ。）に原則として電磁的記録により送付するものとし、当該融資機関が農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「農協等融資機関」という。）の場合にあっては、借入希望者が主として農業経営を行う営農地の所在地を管轄する県民局長（5の(1)のアの(オ)のうち知事の承認が必要な場合にあっては、県民局長を経由して知事）に原則として電磁的記録により提出するとともに市町村に送付するものとする。

また、融資機関は借入希望者が基金協会の債務保証を希望する場合には、債務保証委託申込取りまとめ書を作成するとともに、債務保証の委託申込に関する書類に意見を添えて基金協会に原則として電磁的記録により提出するものとする。

(ウ) 県民局長は、融資機関が農協等融資機関の場合にあっては、提出された書類に基づき内容を審査し、関係市町村に意見を求めた上、利子補給承認の適否の決定を行うとともに、農協等融資機関、市町村及び基金協会に原則として電磁的記録により通知するほか、別に定めるところにより知事に原則として電磁的記録により報告するものとする。

なお、融資機関が農林中央金庫の場合にあっては、県民局長は、農林中

央金庫から提出された書類に基づき内容を審査するとともに関係市町村への意見照会を行い、別に定める進達書及び市町村の意見書を添えて、速やかに知事に原則として電磁的記録により提出するものとする。

- (エ) 知事は、融資機関及び県民局長から提出された書類に基づき内容を審査の上、利子補給承認の適否の決定を行い、融資機関、県民局、市町村及び基金協会に原則として電磁的記録により通知するものとする。
- (オ) 基金協会は、融資機関から送付された書類に基づき内容を審査の上、債務保証の諾否を決定し、債務保証書等を融資機関へ原則として電磁的記録により送付するものとする。
- (カ) 融資機関は、これらの決定に基づき、借入希望者に対して貸し付けの実行を行った場合は、速やかにその旨を知事及び基金協会に原則として電磁的記録により報告するものとする。
- (キ) (オ)の農業信用基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、書面をもってする交付に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

(2) 県知事特認資金

2の(2)のア及びイに掲げる者の借入手続

2の(2)のアに掲げる者が県単独資金を借り入れる場合の借入申込手続については資金基本要綱第3に定めるもののほか、(1)のアの(ア)から(オ)までに準ずるものとする。

なお、クイック融資による融資審査は行わないものとする。

第3 その他

1 相互の連携

本庁、各県民局（農業普及指導センターの事務に係るものを除く。）及び各農業普及指導センターは、本制度の運用に当たっては、相互に連携を図り、対象事業費等の判断に際して地域格差を生じさせないように、十分留意するものとする。

2 補助金等との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第2の5の(1)のアの融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借り入れにより行った事業について、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。
- (3) 同一融資対象につき近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金を併せて融資することは行わない。

3 本要綱によるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

- 附 則（昭和５０年 ８月２０日付け農経第５５９号）
この要綱は、昭和５０年８月２０日から施行する。
- 附 則（昭和５２年 ６月１６日付け農経第 ３１１号）
この要綱は、昭和５２年６月１日から施行する。
- １ この要綱の施行前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５２年１０月３１日付け農経第 ８５４号）
この要綱は、昭和５２年１０月３日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５３年 ５月３１日付け農経第 ２６２号）
この要綱は、昭和５３年５月８日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５３年 ９月１２日付け農経第 ６６７号）
この要綱は、昭和５３年９月１２日から施行する。
- 附 則（昭和５４年 ５月２８日付け農経第 ２５５号）
この要綱は、昭和５４年５月２８日から施行する。
- 附 則（昭和５４年 ７月１２日付け農経第 ４７６号）
この要綱は、昭和５４年６月１２日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５４年１０月 ８日付け農経第 ８７１号）
この要綱は、昭和５４年９月１１日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭知５５年 ５月１５日付け農経第 １７９号）
この要綱は、昭和５５年４月１４日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５６年 ５月２８日付け農経第 ２６４号）
この要綱は、昭和５６年５月７日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５６年 ９月２５日付け農経第 ８９５号）
この要綱は、昭和５６年６月２６日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５８年 ５月２５日付け農経第 ２１９号）
この要綱は、昭和５８年４月８日から適用する。
- 附 則（昭和５９年 ２月２８日付け農経第１４３６号）
この要綱は、昭和５９年２月３日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和５９年 ６月２６日付け農経第 ４６５号）
この要綱は、昭和５９年５月１８日から適用する。
- １ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（昭和６０年 ７月２０日付け農経第 ４９１号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の規定は、昭和６０年５月２１日から適用する。
- （経過措置）
昭和６０年５月２１日以前に貸し付けられたこの要綱による改正前の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の資金については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和６１年 ３月１４日付け農経第１５７１号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の規定は、昭和６１年３月１４日から適用する。
- （経過措置）
昭和６１年３月１４日以前に貸し付けられたこの要綱による改正前の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の資金については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和６１年 ５月 １日付け農経第 ２５１号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の規定は、昭和６１年５月１日から適用する。
- （経過措置）
昭和６１年５月１日以前に貸し付けられたこの要綱による改正前の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の資金については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和６２年 ２月２０日付け農経第１６６２号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の規定は、昭和６２年２月２０日から適用する。
- （経過措置）
昭和６２年２月２０日以前に貸し付けられたこの要綱による改正前の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の資金については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和６２年 ４月１５日付け農経第 １３９号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の規定は、昭和６２年４月１５日から適用する。
- （経過措置）
昭和６２年４月１５日以前に貸し付けられたこの要綱による改正前の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の資金については、なお従前の例による。
- 附 則（昭知６２年 ７月 １日付け農経第 ５０５号）
（施行期日）
この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の規定は、昭和６２年７月１日から適用する。
- （経過措置）
昭和６２年７月１日以前に貸し付けられたこの要綱による改正前の岡山県農業近代化資金制度運営要綱の資金については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和６２年１０月２３日付け農経第 ９８１号）
この要綱は、昭和６２年１０月２３日から施行する。
- 附 則（昭和６３年１０月２２日付け農経第 ９６０号）
この要綱は、昭和６３年１０月２８日から施行する。
- １ この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての岡山県農業近代化資金制度運営要綱第２の６で定める貸付利率に関しては、なお従前の例による。
- 附 則（平成 元年 ２月 １日付け農経第１３３８号）
この要綱は、平成元年２月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行前に貸し付けられた貸付利率に関しては、なお従前の例による。
- 改 正（平成 元年 ４月 １日付け農経第 １４６号）
この要綱は、平成 元年 ４月 １日から施行する。
- 改 正（平成 元年 ８月２８日付け農経第 ５９０号）
この要綱は、平成 元年 ８月２８日から施行する。
- 改 正（平成 元年１０月 ４日付け農経第 ８１７号）
- 別記１
岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和５０年８月２０日付け農経第５５９号農林部長通達）の一部改正を次のように改正し、平成元年１０月４日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 次のよう略
改 正（平成 ２年 ４月２７日付け農経第 ２０８号）
- 別記１
岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和５０年８月２０日付け農経第５５９号農林部長通達）の一部改正を次のように改正し、平成２年４月２７日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 次のよう略

[illegible]

- 1 附 則（平成14年10月1日付け組 第 310号）
- 2 この要綱は、平成14年10月1日以降に借入申込希望書及び借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
- 1 この要綱の適用日前に借入申込希望書及び借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 1 附 則（平成15年3月28日付け組 第 637号）
- 2 この要綱は、平成15年4月1日以降に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
- 1 この要綱の適用日前に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 2 附 則（平成16年9月24日付け組 第 248号）
- 1 この要綱は、平成16年9月1日以降に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
- 2 この要綱の適用日前に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 1 附 則（平成17年3月25日付け組 第 525号）
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成17年5月27日付け組 第 88号）
- 2 この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成18年3月31日付け組 第 523号）
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成18年5月12日付け組 第 50号）
- 2 この要綱は、平成18年5月12日から施行し、改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 1 ただし、改正後の第2の1の(4)及び3の(1)の株式会社及び持分会社の規定は、平成18年5月1日から適用する。
- 1 附 則（平成19年6月21日付け組 第 125号）
- 2 この要綱は、平成19年6月21日から施行する。
- 1 附 則（平成20年4月21日付け組 第 47号）
- 2 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。
- 1 附 則（平成20年12月18日付け組 第 316号）
- 2 この要綱は、平成20年12月18日から施行する。
- 1 附 則（平成22年3月3日付け組 第 365号）
- 2 この要綱は、平成22年3月3日から施行する。
- 1 附 則（平成22年3月31日付け組 第 416号）
- 2 この要綱は、平成22年4月1日以降に借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
- 1 この要綱の適用日前に借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 1 附 則（平成22年4月21日付け組 第 45号）
- 2 この要綱は、平成22年4月21日から施行し、改正後の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成23年4月1日付け組 第 29号）
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 附 則（平成23年5月2日付け組 第 70号）
- 2 この要綱は、平成23年5月2日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 1 附 則（平成23年11月21日付け組 第 310号）
- 2 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 1 附 則（平成24年3月15日付け組 第 433号）
- 2 この要綱は、平成24年3月15日から適用する。
- 1 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 2 附 則（平成24年4月6日付け組 第 41号）
- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 1 附 則（平成25年3月19日付け組 第 426号）
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 附 則（平成25年4月12日付け組 第 28号）
- 2 この要綱は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成26年4月1日付け組 第 28号）
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 1 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以降の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以降に利子補給承認が行われる農業近代化資金については、なお従前の例による。
- 1 附 則（平成27年4月1日付け組 第 13号）
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成28年4月1日付け組 第 39号）
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成29年4月14日付け組 第 15号）
- 2 この要綱は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成30年4月19日付け組 第 38号）
- 2 この要綱は、平成30年4月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 1 附 則（平成31年4月1日付け組 第 41号）
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 1 附 則（令和2年4月1日付け組 第 31号）
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 附 則（令和3年4月1日付け組 第 69号）
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 1 この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第111条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第3条第1項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の6の 規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 1 附 則（令和4年4月1日付け組 第 57号）
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。
- 1 附 則（令和5年4月1日付け組 第 47号）
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 附 則（令和6年4月1日付け組 第 47号）
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 1 附 則（令和7年3月19日付け組 第 247号）
- 2 この要綱は、令和7年3月19日から施行する。
- 1 附 則（令和7年4月1日付け組 第 54号）
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。